

第2期障がい者計画・第7期智頭町障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画 策定概要

1. 計画策定の趣旨

昨今の障がい者を取り巻く国や社会情勢等の変化を踏まえ、国の策定した指針に基づき「智頭町障がい者計画」及び「第6期智頭町障がい福祉計画」並びに「第2期障がい児福祉計画」を見直し、新たに「第2期智頭町障がい者計画」及び「第7期智頭町障がい福祉計画」並びに「第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠

「障がい者基本法」に定める「市町村障害者計画」及び「障害者総合支援法」に定める「市町村障害福祉計画」並びに、「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 期間

「第2期障がい者計画」は令和6年度から令和14年度までの**9年間**、「第7期智頭町障がい福祉計画」と「第3期智頭町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの**3年間**を計画期間とします。

2. 第2期智頭町障がい者計画

(1) 基本指針見直しの主な事項（抜粋）

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化

- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体における障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・地域福祉計画等との連携や、包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・より細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化

3. 第7期智頭町障がい福祉計画

(1) 第6期の実績と第7期（令和8年度）の数値目標

		令和5年度 末目標値	実績	実施状況 (令和4年 度末時点)	目標値
			令和5年 度末見込		令和8年 度末
①施設入所者の 地域生活の移行	地域移行者数	累計1人	累計0人		累計1人
	施設入所者の減	施設入所者 22人 累計1人減	施設入所者 21人 累計2人減	施設入所者 20人	施設入所者 19人 累計2人減
②精神障がいにも対応した地域包括支援 ケアシステムの構築		—	—	—	—
【第6期】保健、医療、福祉関係者による 協議の場の設置		2カ所	2カ所	成果目標から活動指標へ	
【第6期】協議の場への関係者の参加者数		2人	5人	成果目標から活動指標へ	
【第6期】協議の場における目標設定及び 評価の実施回数		1回	0回	成果目標から活動指標へ	
③地域生活支援の充実		—		—	
地域生活支援拠点の設置		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
地域生活支援拠点機能の充実のため の検証及び検討の場の開催		1回	1回	1回	1回
【新設】強度行動障害を有する者に 関する支援ニーズの把握、支援体制 の整備		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
④福祉施設から一般就労への移行		0人 (令和3年末)	2人	0人 (令和3年末)	3人
就労移行支援利用者からの移行		0人	0人	0人	1人
就労継続A型からの移行		0人	0人	0人	1人
就労継続B型からの移行		0人	2人	0人	1人
就労定着支援事業利用者		0人	0人	0人	1人
【新設】就労定着率7割以上の就労 定着支援事業所		—	—	—	25%
【第6期】就労定着率8割以上の就 労定着支援事業所		70%	0%	—	—

⑤相談支援体制の充実・強化等	—		—	
【新設】基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	未設置	設置
【変更】〃による専門的な指導・助言	有	無	無	1回
【変更】〃による地域の人材育成の支援	1回	0回	無	2回
【変更】〃による相談機関との連携強化の取組	2回	6回	無	6回
【新設】協議会による個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善	無	2回	無	2回
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—		—	
各種研修の活用	0人	0人	0人	延べ2人
審査結果の共有実施	12回	12回	12回	12回

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

具体的な内容としては、地域移行支援のサービス等を利用して、施設入所からグループホーム及び在宅へと移行した方を計上しています。施設入所者数については2人減少となり目標値を達成しましたが、その内地域移行支援のサービス利用者は0人であり、地域移行した要因は介護保険移行と体調悪化による長期入院であり、地域移行の進捗としては0%としております。

本町では鳥取県の目標値を踏まえ、令和8年度末時点で県全体の地域移行目標で21人に対し鳥取県の人口に対する本町の人口比率1.1%をかけた0.23人を満たす1人の地域移行を目標とします。

施設入所者の削減については、令和4年度末の施設入所者20人から5%削減した人数19人を達成目標とし、令和5年度に利用者が1名増員しているため、施設入所者の2人減を目指します。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する達成目標として、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に取り組んでおり、令和5年度末時点で2カ所の協議の場を連携させ協議を進め、目標を達成しております。協議の場における目標設定や評価の実施については達成できていないため、第7期計画以降においてこの点の達成を目指します。

精神障がい者の精神病棟からの退院後の地域における平均生活日数等を定めることとなっておりますが、当該目標値の実績は鳥取県全体のものしか公表されておらず、本町の実績は把握することが出来ないため、鳥取県が策定中の鳥取県障がい福祉計画の目標値を準用することとし、独自の目標値の設定はしないものとします。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、本町においては令和5年度末現在、町直営にて拠点機能の面的整備を実施しており、目標の達成率は100%としております。具体的には利用希望者の利用調整を行うコーディネイターの役割を役場直営で実施する形で実施しています。

機能の充実のための検証及び検討の場としては毎年3月に障がい福祉計画等の中間報告と共に実施。

本計画からの新たな目標として、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るために、各市町村又は圏域において支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。本町では東部圏域の市町と連携し、強度行動障がい児者の支援に関する県事業を活用して支援体制の整備に取り組みます。

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉就労から一般就労への移行は、令和元年以降実績がありませんでしたが、令和6年1月時点で一般就労への移行見込のある就労継続支援B型の利用者が2人いるため令和5年度末実績見込を2人としており、実績見込通り進めば3人の目標に対して2人の実績で66%の進捗率となる見込みです。

一方で就労継続支援B型以外のサービスを利用しての一般就労への移行件数は0件の見込みであり、事業の周知等による利用の促進が必要と思われまます。

本町の令和3年度における一般就労への移行実績は0人のため、各事業とも目標値は0人以上ということになり過去との比較による目標値の算出はできません。そのため各事業の目標値を各1人とし、令和8年の数値目標は一般就労への移行実績が計3人、就労定着支援利用者が1人を目標としています。

⑤相談支援体制の充実・強化等

「総合的・専門的な相談支援」については、基幹相談支援センターの設置により達成を目指し検討を進めておりましたが、令和6年4月から運営開始予定で設置を進めているため、令和5年度末時点では未達成でしたが第7期計画時には達成予定となっております。

「訪問等による専門的な指導・助言」の件数についても、基幹相談支援センターの設置と連動して達成する予定であいたので同じく未達成となりますが、その他の「地域の人材育成の支援」「相談機関との連携強化の取組」については鳥取県東部4町障害者地域生活支援協議会と連携し達成いたしました。

基幹相談支援センターの設置は鳥取県東部圏域の4つの町共同で設置に向けて取り組んでおり、優先交渉事業者の選定が令和5年11月に完了し、来る令和6年4月より運営を開始する予定です。

また、設置された基幹相談支援センターにより「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言」「人材育成の支援」「連携強化の取組」を実施することとされていますが、これらについても順次実施していく予定です。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

「各種研修の活用」による質の向上の取組については、年間2人の参加目標に対して1人の参加実績、「審査結果の共有実施」については他市町村と毎年1回累計3回の結果共有を行い目標を達成しております。

第7期においても引き続き同じ目標設定を行い、第6期同様に実施していく予定です。

5. 第3期智頭町障がい児福祉計画

(1) 第2期の実績と第3期（令和8年度）の数値目標

目標	令和5年度 末目標値	実績	実施状況 (令和4年 度末時点)	目標値
		令和5年 度末見込		令和8年 度末
①児童発達支援センターの設置	1か所 (圏域)	0カ所	0カ所	1か所 (圏域)
【第2期】 保育所等訪問支援体制の構築	1か所 (圏域)	0カ所	成果目標から活動指標へ	
【新設】 ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	—		未整備	整備
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	1事業所 (圏域)	各2か所 (圏域)	各2か所 (圏域)	各2か所 (圏域)
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	適宜開催	0回	0回	適宜開催
コーディネーターの配置	1人	1人	1人	2人

○児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに圏域に設置の児童発達支援センターとの連携体制の構築をしていくこととしていましたが、未達成となっています。

現在本町には障がい児支援事業所が所在していないため本町単独での設置は困難と思われ、「市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない」とあるため、令和8年度末までに圏域での設置を視野に周辺自治体と連携して設置を検討して参りたいと考えます。

○保育所等訪問支援体制の構築

圏域内に所在する5事業所との利用体制の構築を目標としておりましたが、本事業については第2期期間中の利用実績は無くこの点については未達成となっております。

第3期からは成果目標から活動指標へ基準が変更されました。

○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

国の指針において「障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで」「障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てる」ような環境を構築していくこととされています。

本町では今後、町内の保育所や小学校、放課後児童クラブ等教育現場との連携体制を構築し、保育所等訪問支援事業の活用等により地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を目指して参ります。

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、「重症心身障がい児を支援する児童発達事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内に1か所以上確保」「事業所との連携体制を構築」を目標としましたが未達成となっております。

令和8年度末までに「各市町村に少なくとも一カ所以上確保」することとしています。現在本町には障がい児支援事業所が所在しておらず、本町単独での確保は困難と思われるため、「市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない」あるので、鳥取県東部圏域に所在する事業所との連携体制を構築し支援体制の確保を目指します。

○医療的ケア児支援の協議の場の設置

常設の組織での対応ではなく医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することとしておりましたが、該当となる児童がいなかったため開催回数は0回となっています。

令和5年度現在1名のコーディネーターを配置しており、令和6年度からは基幹相談支援センターにおいてもコーディネーターを配置し、町と基幹相談支援センターが連携して支援の調整にあたる予定です。